

## 「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務 公募型プロポーザル募集要領

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会

### 1 事業の概要

#### (1) 業務名

「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務

#### (2) 業務の目的

高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」の開催に合わせ、県内の見どころなどを分かりやすく情報提供するとともに、牧野博士の業績や魅力を紹介することで博士の故郷である本県への興味、博士ゆかりの地への来訪意欲を高めるガイドブックを作成し配布することで、本県を訪れる観光客数の増大を図る。vol. 2 では、秋冬～初春にかけての県内の見どころやグルメを掲載する。

#### (3) 業務内容

別紙参考台割に基づいて、パンフレットの編集、校正、印刷製本及び指定箇所への納品を行う。また、印刷データ (Illustrator、PDF) 及びデジタルパンフレットを DVD 等に保存して納品する。

※詳細は別途定める「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務仕様書のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和5年9月28日(木)まで

### 2 見積限度額

11,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

### 3 審査委員会の設置

別途定める「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、審査委員会を設置します。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という)と次点者を選定します。審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後は、候補者と連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会(以下「協議会」という)は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という)を行います。この交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当協議会

と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。参加者は他の者と共同提案すること（JV）または、他の者に本業務の一部を再委託することができます。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（別紙1-1）に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）（別紙1-2）に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 説明会

日程：令和5年5月16日（火）15:00～16:00

場所：高知県職員能力開発センター（高知市丸ノ内2丁目1-19）

特記：会場の都合により、1参加者当たり2名までの参加とします。

なお、説明会の参加は、本プロポーザルの参加要件ではありません。

## 7 質疑と回答

質問がある場合は、別紙様式AによりFAX又は電子メールで受付します。電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、こうち旅ネット法人向けトップページ (<https://kochi-tabi.jp/corp/>) に掲載します。

受付期限：令和5年5月17日（水）正午必着

## 8 参加申込及び資格要件の確認

### (1) 提出書類

①参加申込書（別紙2）

②資格要件確認書（別紙3）及び以下の添付書類

- 1 都道府県税の納税証明書（※）【原本】（発行3か月以内のもの）
- 2 消費税および地方消費税の納税証明書（※）【原本】（発行3か月以内のもの）
- 3 団体概要

（※）本店所在地の納税証明書が必要です。なお、高知県外に本店があり、高知県内に営業所等がある場合は、本店所在地及び高知県内の納税証明書が必要です。

### (2) 提出期限等

**①提出期限**

令和5年5月22日（月）15時~~必着~~

**②提出方法**

持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）のいずれかとします。

**③提出先**

〒780-0056 高知県高知市北本町二丁目10-10（こうち旅広場内）

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会 担当：森田・安岡

T E L : 088-823-1434

**(3) 複数の事業者による共同提案（J V）の場合の留意事項**

①幹事者を決め、「参加申込書」は幹事者が提出してください。

②すべての共同提案者について、「共同提案者一覧」に記入のうえ、併せて提出してください。

③幹事者及びすべての共同提案者について、「資格要件確認書（別紙3）」、「都道府県税の納税証明書【原本】」、「消費税及び地方消費税の納税証明書【原本】」、「団体概要」を提出してください。

④「参加申込書」を提出した後に幹事者または共同提案者に変更があった場合は、参加申込み期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出してください。

⑤共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできません。

**(4) 資格要件の確認**

当協議会へ提出された参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認を行い、その結果を令和5年5月24日（水）までに、提案者（J Vの場合は幹事者）へ電子メールにて通知します。

**(5) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明**

①当協議会は、資格要件を満たさない提案者（J Vの場合は幹事者）に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。また、通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（当協議会の閉所日を除く。）以内に、書面により当協議会に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

②当協議会は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（当協議会の閉所日を除く。）以内に書面により回答します。

**9 企画提案書の作成**

別途定める「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づいて企画提案書を作成してください。

## 10 審査

別途定める「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務公募型プロポーザル審査要領に基づいて実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、令和5年6月14日（水）（予定）までに、すべての参加者に文書を発送します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は高知県情報公開条例に準じて対処するものとします。

## 12 日程

令和5年5月12日（金）	募集要領ホームページ公開
令和5年5月16日（火）15時から	説明会開催
令和5年5月17日（水）正午必着	プロポーザルに関する質問の締切
令和5年5月22日（月）15時必着	参加申込書及び資格要件確認書類提出の締切
令和5年6月6日（火）15時必着	企画提案書提出の締切
令和5年6月14日（水）（予定）	審査結果の通知

※ 本プロポーザルは書面審査とし、プレゼンテーションは実施しません。

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（当協議会及び審査委員会での使用に限ります）。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示とすることができますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式Bにより提出してください。  
開示・非開示の判断は様式Bに基づき行うものではなく、様式Bを参考に同条例に基づき、協議会が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、上記（3）の開示請求があった場合を除き、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 14 お問い合わせ先

〒780-0056 高知県高知市北本町二丁目10-10（こうち旅広場内）  
公益財団法人高知県観光コンベンション協会  
連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会 担当：森田・安岡

TEL : 088-823-1434 FAX : 088-873-6181 E-mail : kochitabi@kvca.jp

## 15 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後、当協議会との取引が不利になることはありません。
- (2) 提案書類等の作成に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員及び当協議会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

地方自治法施行令<抜粋>  
(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

## 別紙 1-1

(一般競争入札の参加者の資格)

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2** 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 &lt;抜粋&gt;

## 別紙 1-2

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの